

新電力等が託送供給を利用する場合の料金その他の供給条件との主な相違点

(1) 契約の要件(自己託送を利用できる主体)

電気事業法の定めるところに従い、以下の要件を満たす場合に自己託送を利用することができます。

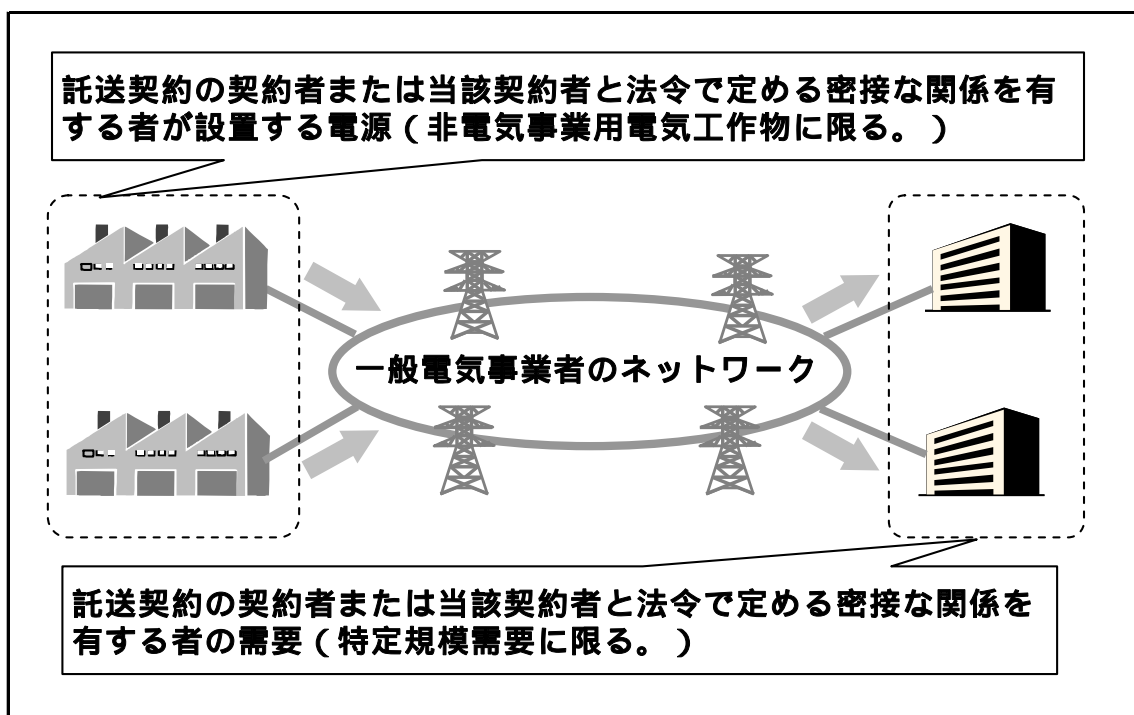
託送契約の契約者が、非電気事業用電気工作物¹の設置者であること。

- 1 非電気事業用電気工作物: 電気事業の用に供する電気工作物以外の発電用の電気工作物のことをいいます。

託送する電気が、託送契約の契約者または託送契約の契約者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物を用いて発電された電気であること。

託送する電気が、託送契約の契約者または託送契約の契約者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要に応ずるものであること。

<ご参考> 自己託送利用に関するイメージ



(2) 接続送電サービス料金

経済産業省令（一般電気事業託送供給約款料金算定規則）の定めるところに従い、二部料金制²の料金に加え、完全従量制³の料金（従量接続送電サービス料金）を設定いたしました。

- 2 二部料金制：契約高（kW）に応じて課される料金と使用電力量（kWh）に応じて課される料金を組み合わせた料金制。
- 3 完全従量制：使用電力量（kWh）のみに応じて課される料金制。

【従量接続送電サービス料金】

接続供給電力量 1 kWhにつき	高圧で供給する場合	11 円 35 銭
	特別高圧で供給する場合	7 円 18 銭

（注）料金には、消費税等相当額（税率 8%）が含まれています。

以 上